

## News Letter

Vol. 55

2025/12

## 本号の掲載記事

● 堂島国際部門だより「インドネシア、ベトナム、マレーシアの現地法人において労働者が不正行為を行ったら、労働者を解雇したら」

弁護士 飯島 奈絵

● トピック 倒産・債権回収「新たな担保権の実行」

弁護士 奥津 周

● 堂島法律事務所ウェビナーのご案内

● トピック 競争法「【知っておきたい下請法改正（2）】禁止行為の追加、面的執行の強化」

弁護士 富山 聰子

● 近時の実務話題 & 裁判例レビュー

弁護士 大川 治



本年も格別のご厚情を賜り、厚く御礼申し上げます。

2025年も、皆様の温かいご支援のおかげで無事に一年を締めくくることができました。新しい年も、皆様に信頼いただける最適なリーガルサービスを提供できるよう、所員一同より一層の研鑽に努めてまいる所存です。来る年が皆様にとって幸多きものとなりますよう、心よりお祈り申し上げます。

弁護士法人 堂島法律事務所 一同

## 堂島国際部門だより

インドネシア、マレーシア、ベトナムの現地法人において労働者が不正行為を行ったら、労働者を解雇したら



弁護士 飯島 奈絵

### 1 アジア太平洋法制研究会：現地調査・シンポ開催

アジア太平洋法制研究会（法務省法務総合研究所・公益財団法人国際民商事法センター主催）では、2006年から、2～3年を1期とし、対象国の法制・実務等につき、現地調査を行い、シンポジウムにおける発表、成果文書の公表を行っており、これまでに、下記テーマにつき、研究会が組まれました。

- ①倒産法制、②担保法、③ADR、④知的財産権、⑤M&A、
- ⑥株主代表訴訟、⑦監査制度、⑧会社情報提供制度、⑨コーポレートガバナンス、⑩ジョイント・ベンチャー法制、⑪不動産法制

[https://www.moj.go.jp/housouken/housouken05\\_00085.html](https://www.moj.go.jp/housouken/housouken05_00085.html)

2024年・2025年のテーマは労働法となり、フィリピン、インドネシア、マレーシア、ベトナムにて現地調査を行いました。

このうち、弊職が現地調査を担当したフィリピンについては、堂島法律事務所 [News Letter Vol.50\(2025年7月号\)](#) にて報告させていただきました。

2025年10月9日に、第12回国際民商事シンポジウム「東南アジア4か国の労働法制と実務対応」が開催され、対象4か国の労働法制に関する発表がされましたので、インドネシア、マレーシア、ベトナムについて、速報をお伝えします。（当日の発表は、来日いただいた現地法律家と研究会委員の日本人にて行いましたが、国により、問題意識に違いがあり、切り口が違うことをご容赦ください。また、前回トピックの不動産法制と同様、[詳しい報告書](#)を労働法についても作成予定です。掲載され次第お知らせしますので、詳しくはそちらをご覧ください。）

## 2 インドネシア

### (1) 不正行為対応

インドネシアでよくある企業犯罪は、汚職、賄賂、財務諸表の不正であり、刑法、有限会社法、銀行法、金融機関開発強化法、汚職撲滅法等の下、警察、汚職撲滅委員会等が不正行為対応にあたっています。

不正行為防止のため、上場企業については、財務諸表の正

しさを認証すべく、監査委員会の設置が義務付けられています。また、内部通報制度のある会社もあります。

不正行為が行わされた場合は、内部調査の上、従業員に謝罪書面の作成を命じると共に、企業は警告書を発行します。損害賠償請求訴訟の提起や、刑事告訴、関係官庁への告発も可能です。

### (2) 労働者の解雇

#### ア 雇用終了事由、退職金補償

インドネシアにおいては、28項目の雇用終了事由と、7通りの退職金補償が法定されており、解雇を巡る紛争では、①28項目の雇用終了事由のいずれかに該当するのか、②退職金の補償額が争点となります。

不正行為については、契約違反や規定違反は連続して3回の警告を受けても違反した場合に初めて解雇可と法定されています。「従業員が会社に財務上の損失をもたらす犯罪行為の疑いにより当局に拘束され、6か月間業務を遂行できない場合」には通知なく解雇ができる旨も規定されています。

退職金補償は4種（退職金、勤続功労金、権利代償金、解約金）あり、雇用終了事由に合わせて算出式が法定されています。

#### イ 二者間交渉→調停・仲裁→労働関係裁判所→最高裁

インドネシアでは、当事者間での解決が重視されており、労使紛争発生時には、企業内の二者間協議（Bipartite Negotiation）を最大30営業日以内に行うことが法定されています。

二者間交渉で和解できなかった場合、労働者は地域の人材庁（マンパワー省 Kementerian Tenaga Kerja）の調停・仲裁を求めるることができます。

調停・和解も最大30営業日とされ、労働者は不服があれば、労働関係裁判所に訴訟提起が可能です。労働関係裁判所は最大50営業日とされ、その判断に不服があれば最高裁へ上訴となります。最高裁も最大30営業日とされており、二者間協議（Bipartite Negotiation）から最高裁まで140営業日内とされています。

企業内の二者間協議は、人事部から独立した二者間協議会を組成し、法定要件に従って協議する手続きであり、協議内容の記録を労働局に報告する必要があることもあり、かなり

しっかり行われ、労働紛争の多くは二者間協議にて解決するとのことでした。

労働関係裁判所は、職業裁判官1人に、労働者側の裁判官（元労働組合員等）1人、企業側の裁判官（元企業人事部等）1人で構成される合議体であり、その意味で日本の労働審判類似といえます。

統計によれば、労働関係裁判所受理件数の半数以上が最高裁に上訴されています。インドネシアにおいては、労働紛争に限らず、裁判になつたら、最高裁まで争うことが珍しくないようです。

### 3 マレーシア

#### (1) 不正行為による解雇

会社は雇用契約書、従業員ハンドブック、社内規則・方針等において雇用条件を明示します。不正行為を例示列挙する他、忠実義務・誠実義務、雇用主への忠誠、相互信頼等を規定し、その違反時に解雇が可能となります。不正行為の内容により、損害賠償請求、刑事告訴も可能です。

なお、マレーシアにおいては、職務遂行不良による解雇も可能です。職務遂行不良の従業員に問題点を伝え、業績改善プログラム（Performance Improvement Program）を実施し、それでも改善が認められない場合に解雇が可能となります。

#### (2) Due Inquiry（適正な調査）

マレーシアにて不正行為を理由として解雇その他の懲戒処分を行う場合、適正手続の一環として、Due Inquiry（適正な調査）を行う必要があります。事実関係の調査を行い、その結果を労働者に通知し、説明を要求します。関係者の供述書を作成する場合は、記録担当者・供述者の氏名、マレーシア国家登録身分証明書番号または社員番号を明記し、任意の供述であることを確認する両者の署名が必要です。事実関係に争いがある場合等は、Domestic Inquiryといって、裁判体のような合議体を組成し、検察官役も設定して、社内で審問を行い、合議体が事実認定を行い、マネジメントに報告し、マネジメントが処分を決定することとなります。

マレーシアに進出する日本企業は、会社の規模感にあわせて、Due Inquiry（適正な調査）の手続きを整備する必要があります。また、懲戒は厳格な手続きが求められるため、日系企業では懲戒解雇に至るケースは少なく、多くは退職合意書を締結して合意退職で解決しているとのことです。

#### (3) 調停→裁判

労働者は雇用終了日から60日以内にIRD（Industrial Relations Department）へ申立て、調停を受けることができます。調停で解決できない場合には産業裁判所（Industrial Court。人的司法省（Ministry of Human Resources）の下の準司法機関）へ事件は継続し、雇用の不当性が認められた場合、復職または過去24か月分のバックペイが認められます。

IRDの受理件数中、約8割が調停段階で終了しているということです。

なお、マレーシアには、人的司法省の下の準司法機関として、産業裁判所（解雇案件を専門的に扱う）の他に、労働裁判所（Labor Court）があり、賃金等、金銭的請求を扱っています。

### 4 ベトナム

#### (1) 不正行為対応

ベトナム労働法は労働者保護に厚く、具体的な懲戒事由の社内規定への明記、違反行為発覚時の速やかな記録化、会社側の立証責任、審問手続の5日前までの労働者、組合代表者への書面による開催通知、労働者の代理人選任権、手続きの公式議事録（参加者全員が署名。署名拒絶者は拒絶理由を明記）の作成等が法定されています。また、懲戒権行使は違反発生日から6か月以内（例外：財務、財産、雇用主の技術・営業秘密の開示に直結した違反の場合は12か月）に限定されています。

#### (2) 労働者の解雇

ベトナムの労働事件は調停前置が原則であるものの、解雇事件はその例外として、労働者は仲裁または裁判に直接進むことができます。人民裁判所の裁判は1年以内の提訴が必要です。手続きの迅速性が強く意識され、調停人は5営業日以内に調停を終わらせること、仲裁は申し立てから7日以内に仲裁委員会を設置し、それから30日以内に決定が行われることとされています。民事訴訟は裁判員が関与する参審制が取られており、審理期間は平均で5～8か月のことです。仲裁は2019年の労働法改正時に導入されたものであるところ、使い勝手に改善の余地があり、まだ多くは利用されていないとのことです。

## 新たな担保権の実行



弁護士 奥津 周

本稿は「自由と正義」2025年12月号（日本弁護士連合会）の「特集1 譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律の解説」中に「新たな担保権の実行」として掲載された原稿を元に、本ニュースレター用に一部修正したものです。

### 1 はじめに

2025年5月30日「譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律」（以下「譲渡担保法」又は「法」という。）が成立した。譲渡担保法は、これまで判例・実務で認められてきた譲渡担保権や所有権留保といった担保権を法制化し、実務においてより使いやすくすることを目的とした法律である。

譲渡担保法の中では、譲渡担保権の実行方法について詳細な規律が定められている。

以下では、譲渡担保法が新たに譲渡担保権者に認めた権利を利用して動産譲渡担保権を実行した場合の具体例をモデルケースとして紹介したうえで、譲渡担保法の実行に関する規律について解説する。

なお、債権譲渡担保権の実行は従来どおり取立てが中心であるので、本稿では動産譲渡担保権の実行を中心に解説する。

### 2 動産譲渡担保権の実行のモデルケース

AはBに対して1億円を貸し付け、Bの工場内に設置されているB所有の機械（動産）に譲渡担保権を設定し、登記をした。

#### （1）受取義務

Bが1億円の貸金の返済を怠ったため、Aは動産譲渡担保権を実行することとした。Aが、機械の所在場所や損傷状況を確認し、機械の評価を行うためにBの工場内の現物の確認を求めたときは、Bはこれを拒否できない（法63条）。

#### （2）私的実行における占有の確保

Bが譲渡担保権の実行に協力する場合は、通常は任意売却で処理されることが想定される。Aの了解のもとでBが任意に機械を売却し、売却代金を貸付金の返済に充て、Aが譲渡担保権を解除するといった処理においては、特段譲渡担保法の規律は使われない。

Bが譲渡担保権の実行に協力しないときは、Aは譲渡担保法に基づいた実行手続を進めることになる。Bが機械を第三者に売却したり隠匿したりする可能性があるときには、Aは、

裁判所に保全処分の申立てができる（法75条）。裁判所は、Bに対して機械の占有の移転を禁止したり、機械を執行官に保管させることを命じる（法75条1項）。

Bによる売却行為等が懸念されない場合でも、Aとしては機械が手元にないので、これを適切に評価したり、第三者に売却することは困難な場合がある。そこで、Aは、裁判所に対して実行のための引渡命令の申立てができる（法76条）。裁判所は、Bを審尋し（同条5項）、1億円の貸付金の返済を遅滞していることについて争いがあるかや、機械の評価額についてBの意見を聴取する。裁判所は、その意見を踏まえて、Aに対し、清算金の発生が見込まれるときにはそれに応じた担保をも立てさせたうえで（同条2項）、Bに対して機械の引渡しを命じる。

#### （3）帰属清算・処分清算による実行

Aはこの引渡命令に基づいて機械の引渡しを受けたときは、機械を自ら評価し、Bに対してその評価した金額を基に譲渡担保動産である機械をもって被担保債権の弁済に充てること等を通知（帰属清算の通知）する（法60条1項）。あるいは、Aは、機械の引渡しを受けた後、機械の買主を募り、高く購入してくれる買主に機械を売却し（処分清算譲渡）、Bに対して機械を第三者に売却したことやその評価額（通常は売却代金額）等を通知する（法61条1項、2項）。Aによる帰属清算の通知の時や処分清算譲渡の時に、機械の客観的な価額にて1億円の貸付金（被担保債権）が消滅する（法60条1項、61条1項）。Aの評価額や売却代金額が客観的に適正な金額であれば、その金額と消滅額は一致する。

AがBから機械の引渡しを受けることなく、帰属清算の通知をしたり、処分清算譲渡をしてその通知をしたときは、その通知から2週間を経過した時（又は2週間経過前に機械を占有改定以外の方法で引渡しを受けたときにはその時）に、機械の価額にて被担保債権が消滅する（法60条1項、61条1項）。反対に、Bは、2週間経過時（又は引渡しを受けた時）までは、被担保債権全額を弁済して機械を受け戻すことができ、民事再生の申立てをするなどして担保権の実行手続の中止ができる。受戻しがなされず、実行が中止されなければ、被担保債権の消滅後、AやAから処分清算譲渡を受けた第三者は、裁判所に、Bに対する機械の引渡命令の申立てができる（法78条1項）。

#### (4) 集合動産譲渡担保権の場合

Bが設定した担保が機械ではなく、いわゆる集合動産であった場合（M倉庫に保管されている商品とする。）、Aは、集合動産譲渡担保権を実行しようとするときは、まずはその旨をBに通知する（法66条1項）。これにより、その通知が届いた時点で存在する商品が担保対象として確定し（固定化、同条2項）、Bは対象商品の処分ができなくなる（同条3項）。また、通知後にM倉庫に搬入された商品は担保の対象となる（同条2項）。固定化後の手続は特定動産の場合と同じである。

### 3 動産譲渡担保権の実行

#### (1) 実行方法

動産譲渡担保権の実行方法は、従来は帰属清算と処分清算の2つの私的実行のいずれかによるものとされていた。譲渡担保法でも帰属清算と処分清算の2つの私的実行の方法が定められるとともに、これに加えて競売や配当要求といった法的実行もできるものとされた（法72条）。

#### (2) 受忍義務

動産譲渡担保権は、通常設定者に占有を残した状態で設定されることから、担保権者としては、譲渡担保動産がどのような状態で保管されているのか分からず、集合動産譲渡担保権の場合は譲渡担保動産の数量なども正確に把握できていないことが多い。後述のとおり、譲渡担保権を実行するにあたり、担保権者は、譲渡担保動産を評価して見積価額を設定者に通知することが必要となり、担保権者としては譲渡担保動産の状態や数量等を正確に確認することが必要である。そこで、被担保債権に不履行があったときには、担保権者が譲渡担保権の実行に必要な行為をしようとするときは、設定者はこれを拒むことができないものとされた（法63条）。

#### (3) 私的実行における占有の確保

動産は、物の種類によっては時間の経過による価値の劣化が著しいものもあり、また、処分や隠匿が容易な場合もある。一方、従来の法制度のもとでは、動産引渡断行の仮処分の申立ては可能であるが、被保全権利や保全の必要性の立証のハードルが高く、原則として債務者審尋も必要とされているため、価値の劣化や隠匿等への対応手段としては不十分であった。また、設定者が任意に動産の引渡しに応じないときに、断行の仮処分による以外には、本訴によって動産の引渡しを求めるしかなかったため、手続に時間を要する面があった。

そこで、譲渡担保法は、譲渡担保権者に簡易迅速な手続で譲渡担保動産の占有確保の権利を付与するべく、実行のための保全処分、実行のための引渡命令、実行後の引渡命令の制度を導入した。

#### ア 実行のための保全処分

譲渡担保権の設定者又は動産の占有者が、価格を減少させ若しくは動産の引渡しを困難にする行為（価格減少行為等）をし、又はそれらのおそれがあるときは、担保権者は、被担保債権が不履行になつていれば、裁判所に保全処分を求めることができる（法75条）。裁判所は、価格減少行為等の禁止や、占有移転の禁止、さらには執行官保管を命ずる保全処分などを発令することができる（同条1項）。

また、この保全処分の発令にあたり、占有者を審尋するには必要な場合に限られており（同条5項）、原則要審尋である民事保全法の断行の仮処分（民事保全法23条4項）とは原則と例外が逆転している。さらに保全処分に対して即時抗告はできるものの、執行停止の効力はない（法75条9項）。

#### イ 実行のための引渡命令

後述のとおり、帰属清算の通知をするためには、譲渡担保動産の評価が必要となるところ、正確な評価をするためには担保権者の手元に動産があった方がよい。また、譲渡担保動産を第三者に売却するためには、設定者が積極的に協力しない限り、担保権者の手元に譲渡担保動産があることが必要となる（動産の買主は、売主の手元に目的物があるからこそ売買契約をし、代金を支払う。）。

そこで、譲渡担保法は、被担保債権に不履行があったときに、「帰属清算の通知又は処分清算譲渡をするために必要があるときは」、裁判所は担保権者に担保を立てさせたうえで、譲渡担保動産の占有者に対して担保権者への引渡しを命じることができるとした（法76条1項）。この手続は要審尋であり（同条5項）、また、即時抗告があったときには確定までは効力が生じないから（同条6項、7項）、引渡しの実現までは一定の時間を要するため、時間の経過によって価値が著しく下落することが懸念されるような場合には、上記の保全処分を選択することになろう。一方、譲渡担保動産が引き渡されてしまうと事業再生の機会を失う設定者は、この審理期間の間に民事再生の申立てなどを検討することになる。

また、設定者は、譲渡担保権が実行され、清算金が発生するときには、清算金の支払いと引渡しは同時履行の関係に立ち（法60条5項、61条6項）、清算金の支払いを受けるまで譲渡担保動産を留置することができる（法60条6項、61条7項）。ところが、実行のための引渡しがなされてしまうと、この清算金支払確保の手段を失う。そこで、実行のための引渡命令を発令するにあたっては、清算金が生じることが見込まれるときは、その担保をも立てさせるものとした（法76条2項）。審尋手続の中で、担保権者及び設定者はそれぞれ譲渡担保動産の評価額について主張、立証を行い、裁判所はその内容を踏まえて担保金の額を決定することになろう。

#### ウ 実行後の引渡命令

譲渡担保権の実行が完了した時点でもまだ譲渡担保動産が設定者の手元にあるときには、裁判所は、譲渡担保権者又は処分清算譲渡を受けた第三者の申立てにより、譲渡担保動産

の占有者に対して引渡しを命じることができる（法 78 条 1 項）。この手続も要審尋であり、即時抗告が可能で、確定まで効力は生じないが（同条 3 項から 5 項）、本訴により引渡しを求めるよりも迅速に引渡しの債務名義を得ることができる。

なお、実行後の引渡命令の場合、後述する帰属清算や処分清算譲渡のときに担保権者が設定者に通知する見積価額が被担保債権の額を上回っているときには、その差額との引換給付となる（同条 1 項）。

#### （4）帰属清算による実行

帰属清算の方法で譲渡担保権を実行するときには、担保権者は、設定者に対して、①譲渡担保動産をもって被担保債権の弁済に充てること、②譲渡担保動産の見積価額及びその算定根拠、③被担保債権の額を通知しなければならない（「帰属清算の通知」と呼ばれる。法 60 条 1 項）。この見積価額は、合理的な方法により算出したものでなければならぬとされており（同条 2 項）、合理的な方法による算出でなく見積価額が著しく不合理であるときには、帰属清算の通知の効力が生じない場合があると解される<sup>1</sup>。

被担保債権の消滅時期（譲渡担保動産の価額でもって被担保債権に充当される時期）、すなわち設定者が受戻権を行える終期は、帰属清算の通知から 2 週間が経過した時又は担保権者が占有改定以外の方法で譲渡担保動産の引渡しを受けた時のいずれか早い時とされた（同条 1 項）。このような 2 週間ルールを設けた趣旨は、設定者に受戻権行使の最後の機会を確保することにある。ただし、被担保債権を遅滞している設定者が被担保債権の弁済原資を準備するのは困難であるから、実際に想定されるのは、この 2 週間の間に民事再生の申立てを行い、担保権の実行中止命令や取消命令の発令を受けることである。このような形で譲渡担保法は設定者に対して事業再生のための時間的猶予を与えていた。

なお、帰属清算の通知の時点で、既に担保権者が占有改定以外の方法で引渡しを受けて占有を継続している場合は、帰属清算の通知の時に被担保債権の消滅の効力が生じる（同条 1 項）。想定されるのは、担保権者が任意に現実の引渡しを受けていた場合や、実行のための保全処分あるいは実行のための引渡命令によって現実の引渡しを受けた場合である。任意に引渡しをしている場合に受戻権行使の機会を確保する必要はなく、実行のための引渡命令は、上記のとおり審尋が必要とされ一定の審理期間が必要となるので、その期間が受戻権行使（民事再生申立て）の機会となる。実行のための保全処分は、設定者等が価格減少行為等をしているときであるから、担保権者の現実の占有の確保を優先したものといえる。

また、設定者は、譲渡担保動産の価額（客観的な評価額であり、帰属清算の通知の際の担保権者による見積価額と一致するとは限らない）が被担保債権の額を超えるときには、差額を清算金として請求できる（同条 4 項）。清算金請求権と

引渡義務が同時履行の関係に立ち、かつ設定者は清算金の支払を受けるまで留置できることは上記のとおりである（同条 5 項、6 項）。ただし、このとき担保権者が帰属清算の通知のときに示した見積価額と被担保債権との差額が清算金の金額に満たないときは、同時履行・留置権の対象となるのは見積価額と被担保債権との差額の限度となる（同）。

#### （5）処分清算による実行

処分清算の方法によって譲渡担保権を実行するときは、担保権者は、第三者に譲渡担保動産を譲渡したうえで（「処分清算譲渡」と呼ばれる）、遅滞なく、設定者に対して①処分清算譲渡をしたこと、②譲渡担保動産の見積価額及びその算定根拠、③被担保債権の額を通知しなければならない（法 61 条 1 項、2 項）。この見積価額は、合理的な方法により算出したものでなければならない（同条 3 項）。複数の購入希望者を募り、最も高い金額を付けた買主に売却し、その売却代金額を見積価額とし、このような売却方法 자체を見積価額の算定根拠とすることが想定される。

処分清算譲渡の通知から 2 週間経過した時又は担保権者若しくは譲渡を受けた第三者が占有改定以外の方法で引渡しを受けた時のいずれか早い時に被担保債権が消滅すること、処分清算譲渡の前に担保権者が占有改定以外の方法で引渡しを受けて占有を継続している場合には処分清算譲渡時に被担保債権が消滅すること、及び清算金に関する規律は、帰属清算の場合と同様である（同条 1 項、5 から 7 項）。

#### （6）後順位担保権者による実行

従来の判例において、後順位譲渡担保権の設定自体はできるものの、実行はできないとされていた<sup>2</sup>。これに対し、譲渡担保法は、後順位の譲渡担保権者も、優先する担保権者全員の同意を得たときには私的実行ができるとした（法 62 条 1 項）。先順位担保権者が実行するときには、譲渡担保動産の価値が被担保債権の金額を超えるときに少しでも高く売却しようという動機に乏しいが、後順位担保権者は、先順位担保権者の同意を得て、できるだけ高く購入してくれる第三者を探して処分清算譲渡を行い、その売却代金から先順位担保権者の被担保債権を支払って、残額を自らの被担保債権に充てるといった対応が可能となる。

ところで、先順位担保権者が私的実行を行うときには、後順位担保権者は清算金債権に物上代位することで回収を図ることになる（法 9 条 3 項）。物上代位は、支払がなされるまでに差押えが必要であるが（同条 3 項後段）、後順位担保権者の物上代位の機会を確保するために、動産譲渡登記がなされた動産譲渡担保権を実行したときは、その担保権者は、その動産譲渡登記の競合担保登記目録<sup>3</sup>に記録されている他の譲渡担保権者又は留保所有権者に対して、通知をしなければならないとされた（法 64 条 1 項）。

## (7) 集合動産譲渡担保権の実行

集合動産譲渡担保権を実行するときは、まずはその旨を設定者に対して通知しなければならない（法 66 条 1 項。この通知を本稿では「予告通知」と呼称するが、法律に定めのある呼称ではない。）。予告通知によって、いわゆる「固定化」の効力が生じ、通知到達時点の動産特定範囲（これが「実行対象動産特定範囲」と呼称されている。）に属する動産が担保対象として確定し、その後に動産特定範囲に属した動産には担保権は及ばず（同条 2 項）、設定者は固定化した動産の処分ができなくなる（同条 3 項）。

ただし、日々商品が倉庫内に搬入されているようなケースでは、予告通知が到達した後に搬入された商品がどれなのかを特定することが困難な場合がある。従来の実務において、例えば、集合動産譲渡担保権の固定化が生じた後に占有移転禁止の仮処分等の保全執行を行うときに、仮処分の対象物が固定化時に存在した目的動産とされていると、現地で執行官が搬入日時による区分をする必要が生じ、執行に困難が生じることがあると指摘されていた<sup>4</sup>。そこで、譲渡担保法は、予告通知が到達した時の実行対象動産特定範囲に属していた動産と外形上区別することができる状態で保管する方法により分別して管理されていない動産は、予告通知到達時点で実行対象動産特定範囲に属していたものと推定されるとした（同条 4 項）。物理的な区別が必須なのか、物理的には区別されていなくてもその他の方法で外形上区別されなければ足りるのかなどの解釈論は残されている。

## 4 債権譲渡担保権の実行

債権譲渡担保権の実行方法は、従来と同じで第三債務者か

らの取立てである（法 92 条 1 項）。特にこの点について変更はない。

債権譲渡担保権者は、帰属清算又は処分清算の方法によって実行することもできる（法 93 条 1 項）。第三債務者が請求に応じないとか、資力に乏しく支払ができないときに、サービスナーに売却して担保権の実行に区切りをつけるといったことが可能となる（特に設定者が法的倒産手続に至っている場合には別除権の不足額を確定するために区切りが必要となる。）。帰属清算・処分清算の場合、当該債権の価額もって被担保債権が消滅することになるが、回収困難な債権の「価額」をどう評価するのかは難しい問題である。

集合債権譲渡担保権を実行するときは、設定者に予告通知をすることで譲渡担保法 53 条 1 項に基づく設定者の取立権を喪失させることができるが、集合動産譲渡担保権のような固定化の効果は生じない（法 94 条 1 項）。

（注）

1 法制審議会担保法制部会第 41 回会議（2023 年 11 月 22 日）部会資料 37-2 「担保法制の見直しに関する要綱案のたたき台 1 (2)」4 頁

2 最判平成 18 年 7 月 20 日民集 60 卷 6 号 2499 頁

3 動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律が改正され、同一の動産又は債権に重ねて譲渡登記がされていることを公示するための「競合担保登記目録」制度が設けられることになった（改正特例法 10 条の 5）。

4 東京地方裁判所ウェブサイト「集合動産譲渡担保権の目的物の占有移転禁止・引渡断行の仮処分 Q&A」Q2

## 堂島法律事務所ウェビナー

堂島法律事務所では、様々なトピックを題材とした無料ウェビナーを毎月開催しています。30 分・オンラインで気楽に聴講いただけますので是非ご参加ください。

### 第 26 回「労働契約における秘密保持に関する合意の取り方」

講師：弁護士 山本 淳

開催日時：2026 年 1 月 22 日（木）15 時 00 分～15 時 30 分

企業が保有する重要情報について従業員が退職後に持ち出したり、漏えい等することによりトラブルになるケースは多々あります。企業は、従業員の退職に備えて秘密保持誓約書を取ることがありますが、その有効性に関する議論を十分に理解しないまま取り付けても、結局、役に立たなかったということが起こりかねません。従業員から徴求する秘密保持誓約書（秘密保持に関する合意）についての注意点、工夫について解説します。

[https://us02web.zoom.us/webinar/register/WN\\_A73cjjFUR42casps3eKePQ](https://us02web.zoom.us/webinar/register/WN_A73cjjFUR42casps3eKePQ)



## 【知っておきたい下請法改正（2）】禁止行為の追加、面的執行の強化



弁護士 富山 聰子

前号に引き続き、2026年1月1日に施行が迫る改正下請代金支払遅延等防止法（通称：取適法）がもたらす企業活動への影響について、今回は、禁止行為の追加、面的執行の強化を中心に解説します。

### 1 禁止行為の追加

#### （1）協議を適切に行わない代金額の決定の禁止（新第5条第2項第4号関係）

##### ア 改正の趣旨・概要

各種コストが上昇している中で、協議することなく価格を据え置いたり、コスト上昇に見合わない価格を一方的に決めたりするなど、上昇したコストの価格転嫁がスムーズに行われないケースが見られることから、適切な価格転嫁を行うことができる取引環境の整備のため、価格を決定するプロセスに着目した禁止規定が置かれることになりました。

改正前の下請法では、取引の対価に着目し、「買いたたき」つまり、通常支払われる対価（＝市価）に比べて著しく低い下請代金の額を不适当に定めることが禁止されていました。しかし、特にコストの上昇局面では、通常支払われる対価の認定が難しい場合もありますので、取適法では、「買いたたき」とは別途、対等な価格交渉を確保する観点から、中小受託事業者の給付に関する費用の変動その他の事情が生じた場合において、中小受託事業者が代金の額に関する協議を求めたにもかかわらず、協議に応じなかったり、または、協議の中で、中小受託事業者の求めた事項について必要な説明や情報提供をせず、一方的に代金額を決定し、それによって、中小受託事業者の利益を不适当に害する行為が禁止されました。

改正前の下請法下でも、「買いたたき」に該当するかどうかの判断に際し、下請代金額の決定にあたり、下請事業者と十分な協議が行われたかどうかなど対価の決定方法についても考慮要素とされていました。今回の改正は、この部分を禁止行為として明文化したものとも言えます。

##### イ 実務上の留意点

①「中小受託事業者の給付に関する費用の変動その他の事情が生じた場合」とは、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇による中小受託事業者の費用の変動のほか、納期の短縮、納入期間の増加や発注数量の減少等による取

引条件の変更、需給状況の変化、委託事業者側から代金の引き下げを求める場合等が含まれます<sup>1</sup>。また、中小受託事業者が「協議を求めた」とは、書面や口頭で明示的に協議を求める場合のほか、従前の単価を引き上げた見積書を提示する等、客観的に見て協議を希望する意図が認められるような場面も含まれます<sup>2</sup>。

② 中小受託事業者からの協議の求めがあったにもかかわらず、「協議に応じず」とは、中小受託事業者からの協議の申し入れを明示的に拒否することのほか、申し入れを無視すること、回答を引き延ばすこと、日程をズルズル先延ばしにして協議の実施を困難にしたりすること、協議に応じる条件として、合理的な範囲を超えた詳細な情報の提示を要請することも含まれます<sup>3</sup>。また、中小受託事業者の求めた事項について「必要な説明若しくは情報の提供をせず」とは、中小受託事業者が自由な意思で代金額が決定するために必要なレベルで、必要な説明や情報提供を行っていないことをいい、中小受託事業者の給付に関する事情の内容、中小受託事業者が求めた事項、これに対し委託事業者が提示した内容及びその合理性、中小受託事業者との間の協議経過等を勘案して総合的に判断されることになります。

③ 実際に協議を行い、委託事業者からも合理的な理由の説明や根拠資料を提供し、その上で代金額が決まったとすれば、中小受託事業者から求められた値上げ額を受け入れないことになったとしても、本号の違反には該当しないと考えられます。また、中小受託事業者の求めた事項が、協議と関連性のない情報である場合や、委託事業者の営業秘密にあたるものである場合、何度も同じような質問を繰り返されるような場合は、これに応じなくても問題にはならないとされています<sup>4</sup>。

④ なお、協議を行うことなく一方的に代金額を決定し、それが市価に比べて著しく低い額であった場合には、「買いたたき」にも該当しうることになります。また、コストの上昇分を取引価格に反映することの必要性を明示的に協議せず、取引価格を据え置くことについても、従前同様、独占禁止法上の優越的地位の濫用や「買いたたき」に該当しうることになります<sup>5</sup>。

したがって、特にコスト上昇局面や、取引関係に何らかの変化が生じる場合には、中小受託事業者からの協議の

要請を受けるまでもなく、労務費転嫁指針<sup>6</sup>も参考に、定期的に委託事業者から価格協議の場を設けることが望ましいと考えられます。

## (2) 手形払い等の禁止（新第5条第1項第2号関係）

### ア 改正の趣旨・概要

従前、改正前下請法では割引困難な手形の交付が禁止されているところ（改正前下請法第4条第2項第2号）、公正取引委員会からも、令和6年4月30日「手形が下請代金の支払手段として用いられる場合の指導基準の変更について」を発出して、令和6年11月1日以降、手形期間が60日を超える長期の手形を、割引困難な手形として取り扱ってきました。ただ、委託代金の支払手段として手形等を用いることによって、中小受託事業者が満期日まで現金を受領できなかったり、資金繰りのために手形を割り引こうとすると割引料の負担が必要となったり、というように、中小受託事業者に資金繰りに係る負担を強い商慣習を改め、中小受託事業者の保護を強化するため、今般の取適法ではこれをさらに一步進め、取適法上の支払手段として、手形払いは認めないこととしました。また、併せて、電子記録債権やファクタリング等、金銭及び手形以外の支払手段についても、支払期日までに代金に相当する金銭を満額受け取ることが困難であるものについては認めないこととしました。これらの手段を用いて支払うことは、委託事業者の禁止行為である「支払遅延」に該当します。

### イ 実務上の留意点

① 手形払いが認められないことに加え、電子記録債権やファクタリング等についても、支払期日までに代金に相当する金銭を満額受け取ることが困難であるものについては認められませんが、これは、金銭で支払った場合と同等の経済的效果が生じるとはいえない支払手段のことを指します。金銭以外の支払手段を用いる場合には、「振出日までの日数 + 支払いサイト」が支払期日以内（最大60日以内）に到来することを要します。また、その支払手段の決済に伴って、受取手数料等を実質的に負担する必要がなく、満額受け取れるものでなければなりません。

② 満期日や決済日が代金の支払期日後に到来するものについては、仮に委託事業者が支払期日における割引料等を負担することにした場合であっても、支払期日に金銭を受領するために、中小受託事業者が、割引を受けるなどの行為を行う必要があるものは、金銭による支払いと同等の経済的效果が生じるとはいせず、禁止の対象になります。また、満期日や決済日が代金の支払期日以前に到来するものについては、原則として問題ありませんが、万が一、当該支払手段について、満期日等の前に支払不能等が生じた場合には、委託事業者は、支払期日までに別途の方法で当該代金を支払う必要が生じます<sup>7</sup>。

③ また、関連して留意が必要な点が、運用基準に盛り込まれています。すなわち、新第5条第1項第3号（改正前

第4条第1項第3号）の「代金の減額」にあたるものとして、振込手数料を負担させることによる減額、すなわち、中小受託事業者との合意の有無にかかわらず、振込手数料を中小受託事業者に負担させ、代金から差し引いて振り込むことが追加されています。従前は、中小受託事業者との事前の合意があれば許容されていましたが、取引上の立場が弱い中小受託事業者は、委託事業者との間で対等な交渉を行うことが困難であり、書面等による合意があっても、意思に反し、振込手数料の負担を押し付けられる蓋然性が高いということから、上記の改正が行われています。今後は合意があっても許されません。

④ 中小受託事業者との間の取引関係を有する委託事業者としては、手形払い等禁止される支払方法をとっている先がないかどうか、振込手数料、その他決済手段を利用する際の費用が中小受託事業者の負担となっている先がないかどうか、基本契約書や、場合によっては契約書のひな形の見直しが必須です。

## 2 面的執行の強化（新第5条第1項第7号、第8条、第13条）

### （1）改正の趣旨・概要

中小企業庁や公正取引委員会だけではなく、事業所管省庁も連携して、取適法の執行を拡充していくため、事業所管省庁の主務大臣にも指導、助言権限を与えました。

また、下請法では、親事業者の禁止行為として、下請事業者が違反行為を公正取引委員会や中小企業庁に申告した場合の報復措置が定められていましたが、取適法では、報復措置の禁止の対象として、事業所管省庁に対する申告も追加されました。

### （2）実務上の留意点

実務上の対応を要する点はありませんが、以下の点には留意が必要です。

中小受託事業者が、事業所管省庁に対して申告を行った場合（例えば、国土交通省の「トラック・物流Gメン」など）も、報復措置の禁止の対象になります。

また、執行に関連する点として、新第10条第2項で、違反行為がすでに終了している場合も、公正取引委員会が特に必要があると認めるときは、違反した委託事業者に対し、当該行為が既になくなっている旨の周知措置その他当該行為が排除されたことを確保するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる、という点も追加されています。「特に必要があると認めるとき」とは、違反が繰り返される可能性があるときや、違反行為の結果が残っているとき等を指しますが、違反行為を取り止めていても、勧告の可能性があることになります。

(注)

1 「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律の運用基準」(以下「運用基準」)

第4の9(2)

2 運用基準第4の9(3)

3 「合理的な範囲を超えて」いるかどうかは、ケースバイケースでの判断になることから、委託事業者としては、どのような資料であれば負担なく提出できるかについて、中小受託事業者と丁寧にコミュニケーションを取りながら協議することが望ましい、とされています。パブコメ意見に対する考え方 No.192

4 運用基準第4の9(4)

5 運用基準第4の5(2)ウ

6 内閣官房・公正取引委員会、令和5年11月29日「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」

7 運用基準第4の2(5)

## 書籍のご紹介

当事務所の中井康之弁護士の古稀を記念した論文集が商事法務より刊行されました。

数多くの倒産・事業再生事件に関与し、また、債権法改正で実務家の立場で貢献した中井弁護士に第一線の研究者と実務家が『事業再生』『民事実務』の経験と知見を問う座談会パートと、中井弁護士と所縁の深い実務家・研究者による25本の論稿・コラムを収録し、読み応えのある一冊となっています。

### 「中井康之弁護士古稀記念論文集

#### 切り拓く、創る～実践の道程

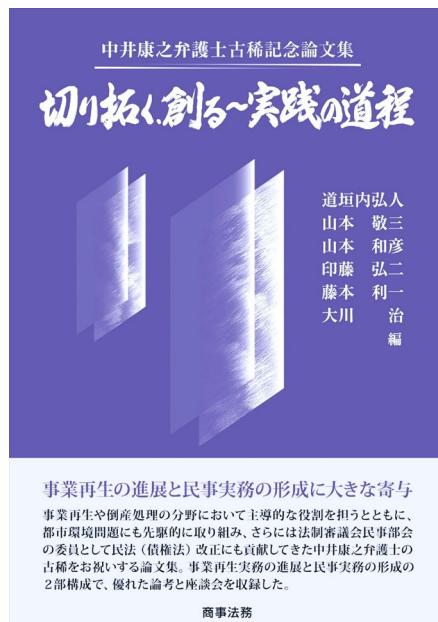
道垣内 弘人・山本 敬三・山本 和彦・印藤 弘二・藤本 利一・

大川 治 編 (商事法務)

A5判上製／624頁

ISBN:978-4-7857-3172-4

定価:8,250円(本体7,500円+税)



# 近時の実務話題 & 裁判例レビュー



弁護士 大川 治

## 日本監査役協会「グループ・ガバナンスと監査役等の監査について」報告書の公表

2025年11月11日、日本監査役協会ケース・スタディ委員会は、「グループ・ガバナンスと監査役等の監査について」と題する報告書を公表しました。本報告書は、同協会が会員企業を対象にして、1,777社から回答を得たアンケート調査の結果を基に、グループ・ガバナンスの実態と監査役等の関与のあり方について考察し、提言をとりまとめたものです<sup>1</sup>。

報告書は、グループ・ガバナンスへの監査役等の関与について、①親会社主導によるグループ・ガバナンス体制の構築、②3ラインモデルにおける各ラインの役割と監査役等の関与、③子会社役員の兼務、④グループ会社からの報告体制という4つの観点から検討しています。

特に注目されるのは、内部統制の枠組みとして広く認知されている「3ラインモデル」（第1ライン：現場部門、第2ライン：管理部門、第3ライン：内部監査部門）をグループ全体でいかに機能させるかという点です。アンケート結果によれば、管理部門（第2ライン）の牽制機能が十分ではないとの課題認識が示されており、現場部門に対するモニタリングを実施している会社は親会社全体で43.4%にとどまっています。また、子会社のガバナンス上の課題として最も多く挙げられたのは「コンプライアンス、ガバナンス、内部統制などへの理解浸透」（50.6%）であり、次いで「管理部門（第2ライン）が脆弱である」（41.3%）となっています。

子会社監査役の兼務については、親会社常勤監査役等がグループ会社監査役を兼務している会社は54.5%に上りますが、兼務社数が多すぎる場合には監査業務の形骸化リスクも指摘されています。報告書では、兼務社数は監査可能な限度にとどめること、重要な子会社には常勤監査役の設置を検討することなどが提言されています。

グループ内部通報制度については、国内・海外子会社を含めた制度を有する親会社は44.8%であり、制度があっても「有効に機能しているとはいえない側面がある」または「実効性に課題がある」との回答が合計37.8%を占めました。その理由として「通報件数が少ない」が最多でしたが、背景

には制度の周知不足や通報者保護への不安があることがうかがえます。

企業グループの拡大やグローバル化に伴い、子会社で生じた不祥事がグループ全体の企業価値を毀損する事例は後を絶ちません。本報告書は、グループ・ガバナンスの構築・運用における監査役等の役割を改めて整理したものであり、特に親会社監査役等が子会社監査役との連携や内部監査部門との協働をいかに実効的に行うかという点について、多くの実務的な示唆を含んでいます。今後、グループ内部統制システムの整備状況や報告体制の見直しを検討する際の参考となるものと思われます。

(注)

1 <https://www.kansa.or.jp/news/post-14411/>

## 内閣府、人工知能戦略専門調査会（第2回）の開催

2025年5月に成立した人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律（いわゆるAI法）に基づき、人工知能戦略本部の下に設置された人工知能戦略専門調査会の第2回会合が2025年11月4日に開催されました<sup>1</sup>。

本調査会では、AI法第18条第1項に基づく「人工知能基本計画」の骨子案及び同法第13条に基づく指針骨子（たたき台）が示されました。

基本計画骨子案では、「世界で最もAIを開発・活用しやすい国」を国家目標として掲げ、4つの基本方針として、①AI利活用の加速的推進（「AIを使う」）、②AI開発力の戦略的強化（「AIを創る」）、③AIガバナンスの主導（「AIの信頼性を高める」）、④AI社会に向けた継続的変革（「AIと協働する」）が示されています。

「隗より始めよ」として、まずは政府自らが積極的かつ先導的にAIを利活用する方針が明記され、デジタル庁が開発した生成AI利用環境「源内」を他省庁に展開し、2026年度中に全府省庁への展開を目指すとされています。

指針骨子（たたき台）では、適正性確保の考え方として、人間中心、プライバシー保護、セキュリティ確保、公正競争確保、公平性・安全性、透明性・アカウンタビリティ、リテラシー、イノベーションの8項目が掲げられ、適正性確保のための基本方針として、リスクベースでのアプローチ、アジャイルな対応、ステークホルダーの積極的な関与、一気通貫でのAIガバナンスの構築が示されています。

関係府省庁の具体的施策も多岐にわたり、内閣府知的財産戦略推進事務局からは、AI事業者による学習データの開示や生成AIの認証など、AIガバナンス全般にわたる透明性確保を促す仕組みの検討が進められていることが報告されています。総務省からは、2023年のG7広島サミットで立ち上げられた生成AIに関する国際的ルールの枠組みである「広島AIプロセス」の推進やAIセキュリティガイドラインの年度内策定、経済産業省からはGENIAC（Generative AI Accelerator Challenge）プログラムを通じたAI開発支援やAIロボティクスの開発支援等が示されています。

少なくともハードウェアの面では遅れが目立つ我が国のAI開発分野ですが、先進的なルールの整備等が巻き返しの原動力となるのでしょうか。企業法務の観点からは、今後策定される指針やガイドラインがAI利活用における実務上の指針となり得ること、また、AI利活用における民事責任等

のあり方の検討が進められていることが注目されます。基本計画は当面毎年変更を行うとされており、急速に発展するAI技術に対応したアジャイルな政策運営が予定されています。引き続き今後の動向に注視していきたいと思います。

(注)

1 [https://www8.cao.go.jp/cstp/ai/ai\\_expert\\_panel/2kai/2kai.html](https://www8.cao.go.jp/cstp/ai/ai_expert_panel/2kai/2kai.html)

本ニュースレターは発行日現在の情報に基づき作成されたものです。  
また、本ニュースレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の状況に応じて日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めていただく必要があります。

本ニュースレターに関するご質問等は下記までご連絡ください。

電話：06-6201-4456（大阪）03-6272-6847（東京）  
メール：[newsletter@dojima.gr.jp](mailto:newsletter@dojima.gr.jp)  
WEB：[www.dojima.gr.jp](http://www.dojima.gr.jp)